

**『東大和市地域防災計画（素案）』に対する
パブリックコメントの結果について**

『東大和市地域防災計画（素案）』について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

1 提出した市民等の数及び提出された意見の数

4人 33件

2 意見の提出期間

令和元年11月6日（水）から令和元年12月5日（木）まで

3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方

別紙のとおり

別 紙 (4名 33件)

提出者	番号	意見の要約	市の回答
1	1	<p>第2部 第4章 第5節 予防 7 エネルギーの確保</p> <p>環境性とレジリエンスを両立した対策として推進するために非常用電源として以下の要件を求める 것을提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時のみならず常時にも活用できること ・経済性及び省エネ性に優れていること ・都市ガス導管が近傍まで敷設されている場合は、地震に対して信頼性の高い中圧ガス導管で供給する天然ガスコーチェネレーションシステムの導入を検討すること 	ご提案のありました非常用電源の整備等につきましては、経済性、省エネ性を考慮し、検討してまいります。
	2	<p>第2部 第4章 第5節 予防 7 エネルギーの確保</p> <p>「体育館などの公共施設においては、地域防災拠点としての機能強化を向上させるために、空調設備の設置を推進」の項目を追記することを提案します。</p>	ご提案のありました学校体育館への空調整備につきましては、第2部第9章 第5節 予防 3（2）の中で、避難所の空調整備として記載しております。
2	1	消防団（災害対策本部設置後は災対消防団）は地域防災力の中核と位置づけられていますが市災対本部との関係、指揮命令系統、自主防災組織との連携などが分かりにくいです。	大規模災害時等、災害対策本部が設置されると、本部長である市長をトップとした指揮命令系統の下、消防団は災対消防団として災害現場等で応急活動にあたります。また、消防団との連携につきましては、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を担うことが想定されております。
	2	第2部 第6章 「情報通信の確保」 が喫緊のテーマです。一刻も早い対応を要望したいです。	ご意見につきましては、本計画において速やかに対応してまいります。
	3	<p>(1) 第2部 第9章「避難行動要支援者」に関する情報を共有し個別支援計画を考える、とありますが具体的にどうするのか指針が欲しいです。</p> <p>第2部 第2章 第5節 予防 1-1 では「登録されている避難行動要支援者」とありますが、市が登録を指示するので</p>	<p>(1) 避難行動要支援者に関する指針として、平成 26 年に東大和市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を策定し、避難行動要支援者避難支援登録や避難支援プラン（個別支援計画）を市報やホームページを通じて周知しております。</p> <p>当該登録につきましては、市では、要介護の方等一定の要件に該当</p>

	<p>しょうか、登録されていない要支援者はどうするのでしょうか、関係者が個人情報を共有することはできるのでしょうか、本人は了承するのでしょうか。(現状では個人情報は、駐在所、社協、見守りボックス、民生委員などが個別に把握しており一か所に集中されていないと認識している。)</p> <p>第2部 第2章 第5節 予防 2－1 避難行動要支援者の把握について記載がありますが、登録の有無にかかわらず把握するものと考えるのですか。また、市が極力登録するよう何らかの形で市民に勧めるのですか。また、その情報を別個に共有することは可能なのですか。(第2章 第5節 予防 6 (2) も同様)</p> <p>(2) 避難所等に指定されている場所と浸水予想区域図と重なるところもありアクセスを含めて検討が必要ではないですか。</p>	<p>する対象者に通知し、情報提供に同意した方及び自主的に申請した方が登録されております。このため、市から登録を指示することは考えておりません。また、市では、要支援者を把握できるよう東大和警察署等の避難支援等関係者(登録情報等の提供について市と協定を結んでいる自治会を含みます。)に当該登録情報等を提供し、関係者間で把握できるよう情報等の共有を図っております。</p> <p>現状、市では、当該要支援者の名簿作成を中心に行っており、併せて、要支援者の計画作成を担っていただく民生委員、自治会等の支援者に対して市の実施する事業を通じて連携しているところであります。</p> <p>(2) 気象状況等に応じて、避難所の開設が必要と判断した場合には、指定避難所(29か所)の中から適切な施設を選定します。避難行動要支援者等の要配慮者に対しては、防災行政無線等を通じて避難を呼びかけ、できる限り早い段階での避難ができるよう努めています。</p> <p>ご意見につきましては、検討してまいりたいと考えております。</p>
4	<p>第2部 第11章 第1節、第3節 自己責任原則、自助の考え方を前面に出したのは適切です。</p> <p>第2節 がれき等の処理体制 「市長は市民の安全確保及び災害発生後の再建等につき陣頭指揮をとり、必要と判断した場合には超法規的な行為についても責任をもって対応する。」(例えば、がれき処理が必要な場合、憲法29条の「財産権」などの主張があっても決然として対応)の追記を提案します。</p>	<p>超法規的な対応につきましては、市単独での判断で対応できませんが、現在の法制度等で対応が難しい事態が生じた場合は、国や都と連携して取り組むこととなります。</p>
5	<p>第1部 第1章 第1節 2 に、計画の前提「東京直下型地震の想定」とありますが、風水害対策、火山噴火灰対策等「地震」以外にも触れており表現の工夫が必要ではないでしょうか。</p>	<p>素案の構成を第1部から第4部までを「震災編」、第5部を「風水害編」、第6部を「大規模事故編」として作成しております。</p>
6	<p>第2部 第2章 第5節 予防 2－2 自主防災組織の結成促進は消防署の責任ですか。市との役割分担を明確にした方がいい</p>	<p>ご提案の内容を踏まえ、市が主体であることを追記します。</p>

	いと思います。	
7	(1) 第2部 第9章では、避難所やその運営について決められていますが、実際に対応できる市の職員がいるか心配です。 (2) 災害に対応するのは職員のみで臨時職員などはその責任はないと聞きます。東大和市も職員の大きな部分が臨時ないしそれに準ずる職員と認識しており気になるところです。	災害に対応する市の職員は正規職員が基本であり、臨時職員は想定しておりません。 このため、災害規模や職員の参集状況等により災害対応が困難であると見込まれる場合、他自治体への応援を要請し、職員体制の確保に努めてまいります。
8	防災計画はその性格上全般を網羅しているが、全部目を通さなくて済むよう市民に関する部分だけまとめて頂けると有難いです（必要に応じて関連する条項を付記）。	東大和市地域防災計画概要版を作成し、配布してまいります。
9	本計画は災害やその対策について広い視野から展望されており評価できるが、「地震」が中心となっており、火山の噴火灰については追加されたが、風水害（特に風害について）も触れる必要があると考えます（家屋の損壊、倒木、電柱の倒壊と停電対策など、台風15, 19号の経験）。また、落雷、竜巻、ミサイル攻撃、テロなどについても今後の課題だと考えます。	素案の構成を第1部から第4部までを「震災編」、第5部を「風水害編」、第6部を「大規模事故編」として記載しております。優先順位をつけて「地震」以外の災害につきましても項目を増やしておりますが、今後も実災害の教訓等を踏まえ検討してまいります。 なお、武力攻撃事態等につきましては、本計画とは別に「東大和市国民保護計画」を作成しております。
1	第2部 第2章 第5節 予防 1－1 市民による自助の備え 「町会、自治会等が作成した「地区防災計画」に基づき活動推進を行う」の追記を提案します。	自助・共助の意識啓発は重要であるため、ご提案を踏まえて「第2部 第2章 第5節 予防 2－1 自主防災組織による地域防災力の醸成」に追記してまいります。
2	第2部 第2章 第5節 「予防 1－1 市民による自助の備え」の次に「予防 1－2 市民による自主防災組織の運営」の項を加え、 「町会、自治会等が行う自主防災組織から市民への自助サポートを行う」の追記を提案します。	
3	第2部 第2章 第5節 予防 2－1 自主防災組織による地域防災力の醸成	

	「町会、自治会等が作成した「地区防災計画」に基づき活動を行う」の追記を提案します。	
4	第2部 第2章 第5節 応急 2 地域による応急対策の実施【自主防災組織】 「町会、自治会等が作成した「地区防災計画」に基づき活動を行う」の追記を提案します。	
5	第5部 第4章 第1節 1－1 市民による自助の備え【市民】 「町会、自治会等が作成した「地区防災計画」に基づき活動推進を行う」の追記を提案します。	
6	第2部 第2章 第5節 予防 2－1 自主防災組織による地域防災力の醸成 主体名「自主防災組織」の「対策内容」に「情報伝達手段の確保(通信/紙／人)として整備・訓練をする」の追記を提案します。	ご提案の内容を踏まえ、追記してまいります。
7	第2部 第5章 第5節 予防 2 業務継続体制の確保 「表 地域防災計画と事業継続計画の相違点」中の「事業継続計画」の「業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保」を以下のことおり追記することを提案します。 「業務に従事する職員の飲料水・食料・トイレ等 <u>及びテント宿泊</u> ができる等の確保の上、記載する。」	ご意見につきましては、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府（防災担当））」から引用しております。今後予定している東大和市事業継続計画の見直しに合わせて検討してまいります。
8	第2部 第6章 第5節 予防 3 住民相互の情報連絡等の環境整備 主体名「市」の「対策内容」に以下事項の追記を提案します。	庁舎内の情報通信機器の機能維持も含めて、第2部 第4章 第5節 予防及び応急 7 エネルギーの確保において、非常用電源の整備等を記載しております。 また、情報通信手段の途絶に対しては、第2部第6章第5節予防2住

	<ul style="list-style-type: none"> ・電源、バッテリー等確保、通信関連機器における関連セクションの電源枯渇を防止する(7日間) ・情報途絶による場合:市役所前での紙ベース張出し及び首長からの定期的な情報発信 	<p>民等への情報提供体制の整備において、多様な手段による防災関連情報の提供を記載しております。</p> <p>紙ベースでの情報発信等につきましても重要であると考えております。</p>	
9	<p>第2部 第10章 第5節 予防 1 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>主体名の「市」に「地区本部」を加え、「対策内容」に「地域、自治会等の集会場において（民間一時避難所）として自主的運営のもと予め地域住民の発災後3日分、5%世帯人数分、必要な食糧、飲料水、生活必需品の備蓄を図る」の追記を提案します。</p>	<p>備蓄につきましては、自治会等による自助の補完も大切であると考えております。備蓄の拡大につきましては、今後の課題であります。</p>	
10	<p>第2部 第10章 第5節 予防 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備</p> <p>主体名「市」の「対策内容」に「市が、地域自治会ごとの集会所にある備蓄倉庫ごとに備蓄コンテナの設置をすすめていく。運営は市の指導に基づき、自主防災組織にて管理運営する」の追記を提案します。</p>	<p>自主防災組織にて管理運営することは大切であると考えております。備蓄コンテナの拡大につきましては、今後の課題であります。</p>	
4	1	<p>128ページに及ぶ膨大な修正計画に対して、わずか1か月の短い期間で意見を求めるのは極めて非現実的です。市民の意見を聞くつもりならもっと丁寧に時間をかけてわかりやすい資料を作成したり、説明会、公聴会等を行ってほしいと考えます。</p>	<p>本計画の修正につきましてはスケジュールを決め、進めております。防災関連のご意見ご要望は、パブリックコメント期間以外でも防災安全課で随時承ります。また、市民向けの概要版を作成してまいりますが、説明会等の実施については次回修正時に検討してまいります。</p>
	2	<p>総花的・抽象的すぎます。最も重要なことを、重点的に具体的に示してください。特に生命に関わるような施策は、市内の地域別に具体性のある内容を盛り込んでください。</p>	<p>本計画は、当市における防災に関する総合的な計画であり、個別・具体的の取組みに關しましては、各種マニュアルの策定及び修正や防災訓練等の充実により進めてまいります。</p> <p>地域別内容につきましては、防災地区カルテの修正を予定しております。</p>
	3	<p>市としての施策や姿勢を示すことは必要なことではあります</p>	<p>市民団体、NPO法人、ボランティア団体等多くの民間パワーを引き出</p>

	<p>が、非常時に行政がすべてを完遂することはできません。他の多くの自治体が行っているように、市民団体、NPO 法人、ボランティア団体等多くの民間パワーをもっと引き出し、活用するという市の積極的な姿勢を計画に盛り込むことが大切であると考えます。</p>	<p>することは重要であると考えており、今回の修正においても自助・共助に関する内容を充実したところあります。</p>
4	<p>計画全体の背景にある防災に対する危機意識が従来の「東海地震」時代から、転換しきれていないのではないかと危惧されます。東日本大震災以降、「首都圏を中心として震災予想」に加えて、「東海、東南海、南海トラフ」の連続地震の発生予想も大きく認識されていますし、さらに富士山を中心とする火山噴火、風水害の大災害化等々事態は大きく変動しています。今やこのような喫緊の課題に対応力のウエイトを大きくシフトしなければならないと考えます。</p>	<p>第4部第1章第1節において「南海トラフ地震に関する情報」の注意書きの追加、第5部において「近年風水害の教訓及び災害関連制度等改正」の反映、第7部第6章「火山噴火灰対策」の追加等を考えております。引き続き、時代の流れに対応した計画作成に努めてまいります。</p>
5	<p>今は、市民の防災意識の向上を図ることが急務と考えます。「東大和は地盤がしっかりとしているから大丈夫」といった根拠の乏しい安心感に浸っていることはないでしょうか。最近 NHK テレビが特集している東京の震災予想ドラマを見てももっと危機感を自らのもとにする必要があると感じます。具体的には啓蒙活動の充実、消火訓練や避難訓練等実態に則した体験を広めることだと思います。</p>	<p>啓発活動につきましては、あらゆる機会を通じて訴求対象を「市民」と抽象的に捉えることなく、ターゲットを明確にし、タイムリーに発信してまいります。</p> <p>また、地域が「防災と減災に取り組む意識」を一つにする機会を設けることを目的とした実態に則した訓練となるよう努めてまいります。</p>
6	<p>市内の中小規模の木密地帯の調査と初期消火体制の確立が急務です。都内の大規模な木密地帯へは、行政の関心も高く、対策も立てられていますが、東大和市を見ても大規模ではないが木密地帯がいたる所に見かけられます。これらの地域で地震による火災が発生した場合、消火の手段がなくなることが容易に想像されます。一部の進んだ自治会や防災会等のある地域はそれなりに対策ができていますが、反面、何の自治組織もない地区も多数存在します。行政による強力なテコ入れで、すべての</p>	<p>延焼火災の防止には、初期消火が重要であることから、地域において、消火器や消火栓を活用した初期消火訓練の促進を図ります。特に木造住宅が密集している地域におきましては、自主防災組織の結成や活性化に向けた取り組みに努めてまいります。</p>

	地域で何らかの自治防災組織を整備することはできないものか。ご検討をお願いします。	
7	避難所の整備と備蓄品の充実を徹底してほしい。例えば上北台市民センターは避難所予定箇所と聞いていますが、何の備蓄品もありません。いざという時に機能するか不安です。	備蓄品を配備していない場所につきましては、災害時に、物資を運搬する市の物資班が、市内に点在する防災備蓄倉庫、コンテナから避難所運営に必要な水、食料等の備蓄品を運搬し配備することを想定しております。
8	災害情報の伝達手段を進化させてほしい。最近の台風の時のことを考えても、市から情報が有効に必要な人に届いたのかどうか検証してください。情報の内容がタイムリーだったのか、早く到達したのか。市民が迷わず行動に移れるような情報になっていたのか。疑問が残ります。今後はもっと最新技術も駆使して進化した体制を確立していただきたい。	災害情報の伝達手段につきましては、情報通信技術の進展を踏まえ、従来の防災行政無線だけでなく、多様な手段の確保に努めてまいります。
9	避難所予定箇所等に設置された応急給水栓を十分に活用できるようにしてください。この設備があれば、災害により家庭の断水があった場合でもこれだけの箇所で給水が可能となります。しかも、少しの訓練をしておけば、市民なら誰でも操作できるものです。早急に使えるよう訓練や体験の機会を作り、せっかくの設備が「宝の持ちぐされ」にならないようにしていただきたい。	応急給水栓につきましては、東京都との協定に基づき市内の指定避難所への整備が進められております。市では、防災訓練等を通じて応急給水訓練ができる機会を設けており、今後も、訓練等を推進してまいります。
10	戸建住宅の耐震化を早く推進してほしい。昭和56年以前の戸建住宅はまだ耐震化が終わっていないものがかなり残されています。現行では工事の基準は100%満たすものでないと補助金等が出ない仕組みのようですが、少しでも耐震化を進めるためには、基準に巾を持たせて現実的な補強が進むような智慧を出していただきたい。	地震による建物の倒壊は、生命や財産に直接的な被害を生じさせるとともに、避難、救助、消火活動の困難化や大規模火災の発生など、周辺地域に影響を及ぼすおそれがあると考えております。 市では、厳しい財政状況から、国の交付金を活用して耐震助成制度を設けておりますが、国の交付金においても地震に対して安全な構造にすることが要件とされております。 平成30年度からは耐震改修費助成金とリフォーム資金補助金を併用できるよう制度を見直したところであり、今後も耐震化に対する支援

		を継続していきたいと考えております。
1 1	要支援者登録制度の実効が期待できますか。現在は登録しても何の保証もない状況ではないでしょうか。非常に難しい問題ですが、市が旗振りをして実効が期待できるようになることを希望します。	市では、要支援者の把握及び情報共有を推進するため、要支援者名簿の作成を中心に行っており、要支援者の避難行動の計画が作成できるよう、民生委員、自治会等の支援者に対して、市の実施する事業を通じて連携を推進しているところであります。今後においても、要支援者の登録及び避難行動の個別支援計画の作成を支援してまいります。
1 2	防災安全課の要員を補強して体制を強化してください。	防災安全課職員個々のレベルアップを図るとともに、担当のみでは対応できない災害に備えて、市災害対策本部を軸に横断的な組織づくりに努めてまいります。